

に規定する学校	分校主事である教諭 事務長（支給割合百分の十のものを除く。）	るものにあつては百分の十二又は百分の八）
警察 本部部長 首席監察官 首席参事官 警察学校長 警察署長（職務の級警察職給料表十級のものに限る。） 参事官 参事 警察署長（職務の級警察職給料表九級のものに限る。）	本部課長 科学捜査研究所長 監察官 理事官 管理官 機動捜査隊長 機動隊長 交通機動隊長 高速道路路交通警察隊長 警察学校副校長	百分の二十 百分の十八
警察署副署長〔青森警察署、八戸警察署及び弘前警察署の副署長に限る。〕 警察署長〔支給割合百分の二十及び百分の十八のものを除く。〕	総括副参事 総括研究管理官	百分の十六 百分の十四

監査室長 銃器対策室長 暴力団特別捜査隊長 調査官 警察署副署長（支給割合百分の十六のものを除く。）	百分の十二
施設調査官 会計指導官 会計調査官 研究管理官 副参事	百分の十

附 則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規則による改正前の規則七―六七の規定により指定されていた職にある職員のうちこの規則による改正後の規則七―六七（以下「改正後の規則」という。）により管理職手当の支給割合が引き下げられることとなる者に対する施行日以後の管理職手当の額は、改正後の規則の規定にかかわらず、改正後の規則に基づく管理職手当の月額が施行日の前日における管理職手当の月額に達するまでの間、当該施行日の前日における管理職手当の月額に相当する額とする。
- 3 特別の事情により前項の規定によることができなない場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の管理職手当の月額を決定することができる。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七―七〇（農薬散布作業手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―七〇（農薬散布作業手当）の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を削り、第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 農林水産事務所

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則をここに

公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第三条第一号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）（公益法人等派遣条例第四条の規定により期末手当が支給される職員を除く。）

第三条第三号に次のように加える。
ハ 公益法人等派遣条例第十二条第一号に規定する退職派遣者（人事委員会の定めるものに限る。以下「特定退職派遣者」という。）

第五条の三を次のように改める。
第五条の三 条例第十九条第五項の管理又は監督の地位にある職員（休職にされている職員のうち、条例第二十一条第一項に該当する職員以外の職員を除く。）は、次に掲げる職員とする。

一 人事委員会規則七―六七（管理職手当）の規定による管理職手当の支給割合が百分の二十五、百分の二十三、百分の二十又は百分の十八の職を占める職員のうち、次に掲げる職員

イ 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が十級及び十一級の職員

ロ 警察職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が十級の職員

ハ 教育職給料表(三)の適用を受ける職員のうち、職務の級が五級の職員

ニ 研究職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が五級の職員

ホ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、職務の級が三級及び四級の職員

ヘ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員のうち、職務の級が七級の職員

二 指定職給料表の適用を受ける職員

三 任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十八号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第一項の給料表の適用を受ける職員（三号給以下の号給を受ける職員を除く。）

2 条例第十九条第五項の給料月額に乘ずる割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合とする。

一 前項に掲げる職員のうち管理職手当に係る支給割合が百分の二十五の職を占める職員、指定職給料表の適用を受ける職員及び任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受ける職員のうち六号給以上の給料月額を受ける職員 百分の二十五

二 前項に掲げる職員のうち管理職手当に係る支給割合が百分の二十三の職を占める職員 百分の二十

三 前項に掲げる職員のうち管理職手当に係る支給割合が百分の二十の職を占める職員及び任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受ける職員のうち四号給及び五号給の給料月額を受ける職員 百分の十五

四 前項に掲げる職員のうち管理職手当に係る支給割合が百分の十八の職を占める職員 百分の十

第六条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。第七条に次の一号を加える。

七 特定退職派遣者

第八条第一号中「第六条第三項第一号、第三号及び第四号」を「第八条第三項各号」に改め、同条第五号中「第二条第八号」を「第二条第九号」に改め、同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 公益法人等派遣職員

第十二条第二項第五号中「又は通勤(一)を「若しくは」に改め、「をいう。以下この号において同じ。」及び「派遣条例に定める」を削り、「業務上の負傷若しくは

疾病又は」の下に「地方公務員災害補償法第二条第二項及び第三項に規定する」を、「含む。」の下に「又は公益法人等派遣職員の派遣先団体（公益法人等派遣条例第二条第三項第一号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病若しくは公益法人等派遣条例第十二条第一号に規定する退職派遣者の派遣先の特定法人（公益法人等派遣条例第十条に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病」を加える。

別表第一に次のように加える。

任期付研究員条例 第五条第一項の給 料表	五号給以上の給料月額を受け る職員	百分の二十
	四号給及び三号給の給料月額 を受ける職員	百分の十五
任期付研究員条例 第五条第二項の給 料表	二号給及び一号給の給料月額 を受ける職員	百分の十
	すべての職員	百分の五

別表第一の備考中「及び指定職給料表」を、「指定職給料表、任期付研究員条例第五条第一項の給料表及び任期付研究員条例第五条第二項の給料表」に改める。

附 則

- この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号）附則第五項の規定による改正前の職員の休職の事由を定める条例（昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号）第二条第一号に掲げる事由に該当して休職にされた職員の平成十四年六月に支給する期末手当に係る在職期間及び勤勉手当に係る勤務期間の算定に関して、施行日前の期間については、なお従前の例による。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、人事委員会規則七―六七（管理職手当）（以下「規則七―六七」という。）の規定により管理職手当の支給割合が百分の二十五及び百分の二十とされていた職にある職員のうち規

則七―六七の一部を改正する規則（平成十四年四月一日）により管理職手当の支給割合が百分の二十三及び百分の十八とされる者に対する施行日以後の条例第十九条第五項の給料月額に乗ずる割合は、改正後の規則の規定にかかわらず、次の表の対象職員欄の区分に対応する年度欄の区分に応じて、それぞれ同表の加算割合欄に定める割合とする。

対 象 職 員	年 度	加 算 割 合
管理職手当の支給割合が百分の十八の職を占める職員	平成十五年	百分の二十三
	平成十六年度	百分の二十
	平成十四年度	百分の十五
	平成十五年	百分の十二
	平成十六年度	百分の十

人事委員会規則七―八三（衛生検査手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七―八三（衛生検査手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―八三（衛生検査手当）の一部を次のように改正する。
第二条中「保健所」を「健康福祉こどもセンター、保健所」に、「青森家畜保健衛生所」を「東地方農林水産事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一九〇(夜間看護手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七一九〇(夜間看護手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七一九〇(夜間看護手当)の一部を次のように改正する。
第一条中「。以下「条例」という。」及び「第十七条の十一、」を削る。
第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。
別記様式中「~~第4条~~」を「~~第3条~~」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一九二(特殊自動車運転作業手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七一九二(特殊自動車運転作業手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七一九二(特殊自動車運転作業手当)の一部を次のように改正する。
第二条第七号を次のように改める。
七 県土整備事務所

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一九八(家畜診療手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七一九八(家畜診療手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七一九八(家畜診療手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「(昭和二十六年七月青森県条例第三十九号)」を「(昭和二十六年七月青森県条例第三十九号。以下「条例」という。)(第十七条の二十一、)」に改める。
第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。
(人事委員会の定めるもの)

第二条 条例第十七条の二十一に規定する農林水産事務所に勤務する獣医師の資格を有する職員で人事委員会の定めるものは、本務として農林水産事務所家畜保健衛生所に勤務する職員とする。

別紙様式中「~~第4条~~」を「~~第5条~~」に、「~~第3条~~」を「~~第4条~~」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一一〇六(用地買収交渉等手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七一一〇六(用地買収交渉等手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七一一〇六(用地買収交渉等手当)の一部を次のように改正する。
第二条第二号を次のように改める。
二 薬務衛生課
第二条第九号を次のように改める。
九 県土整備事務所
第二条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを削り、第十五号を第十一号とし、第十六号を第十二号とする。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七―一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一一一(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。
第五条第三項を次のように改める。

3 条例第十一条の三第二項の規定により同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号。以下「公益法人等派遣法」という。)第十条第一項の規定により採用され、特地公署又は準特地公署に在勤することとなった職員で、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

二 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日(以下「指定日」という。)前三年以内に、第一項各号に掲げる者であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は公益法人等派遣法第十条第一項の規定により採用され、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

第五条第四項第一号中「移転した職員」の下に「又は前項第一号に規定する職員」を、「日」の下に「又は公益法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された日」を加え、同項第三号中「前項」を「前項第二号」に改め、「受けることとなった日」の下に「又は公益法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された日」を加える。

別表第一中

「むつ小川原港管理事務所」 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の二 を

「十和田県土整備事務所」 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の二 に、

「東青教育事務所社会教育主事平館村駐在所」 東津軽郡平館村大字根岸字湯の沢一六三の三 を

「西北教育事務所社会教育主事岩崎村駐在所」 西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原五一の七 に、

「下北教育事務所社会教育主事大間町駐在所」 下北郡大間町大字大間字大間九一

「下北教育事務所社会教育主事東通村駐在所」 下北郡東通村大字砂子又字沢内五の四三

「下北教育事務所社会教育主事風間浦村駐在所」 下北郡風間浦村大字易国間字大川目二八の五 を

「下北教育事務所社会教育主事佐井村駐在所」 下北郡佐井村大字佐井字糠森二〇

「下北教育事務所社会教育主事東通村駐在所」 下北郡東通村大字砂子又字沢内五の四三

「下北教育事務所社会教育主事風間浦村駐在所」 下北郡風間浦村大字易国間字大川目二八の五

「下北教育事務所社会教育主事脇野沢村駐在所」 下北郡脇野沢村大字脇野沢字渡向一四の二 に改める。

別表第二中

「目屋ダム管理事務所」 中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬の上 一八一の二九 を

「弘前県土整備事務所目屋ダム管理事務所」 中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬の上 一八一の二九 に、

「東青教育事務所社会教育主事三厩村駐在所」 東津軽郡三厩村字本町一三九 を

「中津教育事務所社会教育主事西目屋村駐在所」 中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一四三

「東青教育事務所社会教育主事三厩村駐在所」 東津軽郡三厩村字本町一三九 に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一二一（退職手当の算定の基礎となる勤続期間に係る法人を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七―一二一（退職手当の算定の基礎となる勤続期間に係る法人を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一二一（退職手当の算定の基礎となる勤続期間に係る法人を定める規則）の一部を次のように改正する。
第二条第七号を次のように改める。

七 社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団

同条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とする。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一三三（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七―一三三（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一三三（義務教育等教員特別手当）の一部を次のように改正する。
第二条中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一六二（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七―一六二（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一六二（管理職員特別勤務手当）の一部を次のように改正する。
第一条中「第十六条の二」の下に「（任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十八号。以下「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の規定により読み替えられる場合を含む。）」を加える。
第二条第一項を次のように改める。

条例第十六条の二第二項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（人事委員会が定める場合においては、人事委員会の定める額）とする。
一 条例第七条の二第一項に規定する職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る人事委員会規則七―六七（管理職手当）別表に掲げる支給割合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 百分の二十五 一万二千元

イ 百分の二十三 一万千元

ウ 百分の二十 一万元

エ 百分の十八 九千元

オ 百分の十六 八千元

カ 百分の十四 七千元

キ 百分の十二 六千元

ク 百分の十及び百分の八 四千元

二 任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 六号給及び任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額 一万二千円

- イ 四号給及び五号給 一万円
- ウ 二号給及び三号給 八千円
- エ 一号給 六千円

附 則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、人事委員会規則七―六七(管理職手当)(以下「規則七―六七」という。)の規定により管理職手当の支給割合が百分の十二とされていた職のうち規則七―六七の一部を改正する規則(平成十四年四月一日)により管理職手当の支給割合が百分の十とされる職(以下「支給割合改正職」という。)にある職員が、施行日以降引き続き支給割合改正職を占める場合における当該職員に対する管理職員特別勤務手当の額は、改正後の規則の規定にかかわらず、五千円とする。

人事委員会規則七―一七〇(災害応急作業等手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七―一七〇(災害応急作業等手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一七〇(災害応急作業等手当)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 県土整備事務所

第二条第一項中第三号から第五号を削り、第六号を第三号とし、第七号を削る。

第二条第二項中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則一三―一八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一三―一八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

人事委員会規則一三―一八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項各号列記以外の部分中「(同条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削り、「ものは、請求に係る子の同居の親族のうち十六歳以上の者であって」を「者は」に、「するもの」を「する者」に改め、同項第二号中「保育」を「養育」に改める。

第六条の四第一項第二号及び第三号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第四号中「深夜において、当該請求に係る子を常態として保育」を「当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育」に、「当該子と同居する親族」を「もの」に、「ものがいる」を「者に該当する」に改める。

第六条の九を第六条の十一とし、第六条の八を第六条の十とし、第六条の七第一項第二号及び第三号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第四号中「に係る子を」を「をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、」に、「保育」を「当該子を養育」に、「当該子と同居する親族」を「もの」に、「ものがいる」を「者に該当する」に改め、同条を第六条の八とし、同条の次に次の一条を加える。

第六条の九 第六条の七及び前条(同条第一項第四号並びに第二項第一号及び第二号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第三号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第二項中「次の各号」とあるのは「前項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

第六条の六を第六条の七とし、第六条の五第一項各号列記以外の部分中「(同条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削り、「ものは、請求に係る子の同居の親族のうち十六歳以上の者であって」を「者は」に、「するもの」を「する者」に改め、同項第二号中「保育」を「養育」に改め、同条第二項及び第三項を削り、

同条第四項第二号に次のように加える。

カ 防災消防課において行われるテロ事件発生への対応等が伴う勤務

第六条の五第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条を第六条の六とし、第六条の四の次に次の一条を加える。

第六条の五 第六条の三及び前条（同条第一項第四号を除く。）の規定は、勤務時間
条例第十五条第一項に規定する要介護者（以下単に「要介護者」という。）を介護
する職員について準用する。この場合において、前条第一項第一号中「子」とある
のは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求
をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親
族関係が消滅した」と、同項第三号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替える
ものとする。

第十二条第十六号中「三日」を「四日」に改める。

別表第四の下欄中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則一三一九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一三一九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する 規則

人事委員会規則一三一九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を次のように改
正する。

第一条中「第五条の二第一項」を「第五条の三第一項」に改める。

第二条各号列記以外の部分中「第五条の二第一項」を「第五条の三第一項」に改め、
同条第四号中「第四号」を「第三号」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭